

江戸川区 障害児通所事業所 指定の流れ

手続きの流れ

① 江戸川区の現在のニーズを確認。

【問い合わせ先】障害者福祉課 計画調整係 TEL:03-5662-0044

② 東京都主催の直近の障害児通所支援事業所の「指定協議説明会」に申込のうえ、管理者候補者等が出席。※「**指定協議説明会**」に出席後から③へ進みます。
(管理者候補者の出席は必須。児童発達支援管理責任者候補者が決まっている場合はの原則出席。)

【問い合わせ先】東京都福祉保健局 障害者施策推進部 施設サービス支援課
児童福祉施設担当 施設サービス支援課 児童福祉施設担当

③ 江戸川区福祉部障害者福祉課事業者支援係(以下、「事業者支援係」という)に電話相談後、事前調査票を提出。

【提出・問い合わせ先】事業者支援係 TEL:03-5662-0712

④ 事前調査票に基づく面談及び、建物、児童発達支援管理責任者の要件確認等を行う。

※建物、児童発達支援管理責任者の要件確認は、事前に行う場合もあります。

同時に行う場合
もあります。

⑤ 管理者及び児童発達支援管理責任者の面談。

⑥ 申請書類の審査。

※最短で1か月程度かかります。

⑦ 申請書類を整えて、江戸川区へ提出。
施設の内装等の工事完了。

⑧ 現地確認。

⑨ 上記の手続きの完了後、指定希望月1日付で指定通知書を送付
事業開始。

※事前調査票の面談を行ってから1か月以上ご連絡が無い場合は、取り下げたものとみなし、新たに事前調査票の提出をお願いすることがあります。あらかじめご承知ください。

スケジュール

② 年3回
実施予定
4・8・12月頃

③ 説明会後
～
指定希望4か月前

④～⑥
事前調査票
提出後
～
指定前々月

⑦ 指定前々月末まで

⑧ 指定前月